

「桃栗3年、柿8年、ピワは9年でなりかねる」という枇杷の花



大阪教職員組合 事務職員部報

VOL. 598 2008.11.17
No. 7【定例号】

発行：大阪教職員組合事務職員部常任委員会
大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館7階
Tel 06-6768-2330 Fax 06-6768-2239

当面の日程

11月28日(金)
「集まれ 若手事務職員
の会」(裏面に詳細)
12月4日(木) 6:30~
就学援助学習会
たかつガーデン・ガーベラ

旅費削減が恩恵回らぬことを強める！

今年度、府当局は一方的に旅費予算を前年度比2割カット、しかも7月までの暫定予算とし、年間予算も立てることもできないうち学校現場に混乱を与えてきました。そして、橋下「改革」による人件費削減のもと、教職員旅費についても日当・旅行雑費の廃止、宿

泊料食費部分の減額など制度改悪を強行しました。これは、学校現場の実態や声などはまったく無視し、府当局の旅費予算減額の根拠とするのが目的であり、そのねらいは、教職員旅費の恒久的な低額予算化をめざすものです。その結果、学校現場で

は様々な支障や不満がでています。今回の旅費調査によると、学校行事について 修学旅行下見を宿泊から日帰りに変更、下見人数の削減、宿泊行事2泊を1泊へ変更、卒業遠足を中止、宿泊から日帰りの変更や引率人数の見直しなど報告

されています。また、教職員研修は制限やすべて自費扱い、近隣(市内)出張は交通費支給なしなどで、特に多くの中学校では1学期に宿泊行事が集中するため、夏以降一般出張旅費を支給停止せざるを得ない状況に追いつめられています。

日当廃止・宿泊料改悪により個人負担が増大し、泊を伴う引率業務と一般出張を同等に取り扱うことに對しての不満なども続出しています。今回の旅費削減・制度改悪は、行事中止や見直しの他、クラブ指導の引率業務の旅費が支給できず、出場できない、高校の体験入学引率ができず、十分な進路指導ができないなど教職員のみならず、子どもたちに対しても大きな影響を与えています。今回の旅費制度改悪に對し、府校長会でも「修学旅行は、一般出張とは異なり配慮が必要」、府PTA協議会からは「修学旅行等の円滑な実施にむけて予算措置を要望」と声が上がっています。

'08年府人事院勧告について

大阪府人事委員会は10月15日に、府職員の給与等に関する勧告等を行いました。その中身は8月からの給与削減が4月から実施された場合は7.74%(29,264円)の公民較差があるとしたものの、8月時点(削減後)での較差を0.05%(204円)とし改定は見送り、一時金4%カットについても改定勧告をおこないませんでした。さらに「8月からの給与減額措置は議会の慎重かつ活発な審議を経て勤務条件主義の枠組みの中で決定されたもの。全職員がこのことを真摯に受け止めることなどと表明したことは重大な問題であり、労働基本権制約の「代償措置」としての人事委員会の存在そのものを否定するものといえます。しかし一方で勧告こそでなかったものの、府人事委員会が時間短縮の必要性を否定できなかったことはわたしたちの要求の正当性を裏付ける結果であったといえます。労使交渉決裂のまま強行された賃金・退職金カットの撤回と労働条件改善を実現するため、当面この秋のたたかいに全力でとりくみましょう。

平成20年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

項目	大阪府人事委員会	(参考)人事院勧告
公民較差(月例給) 較差 = 民間給与 - 職員給与	204円(0.05%)	136円(0.04%)
本年8月からの減額措置が本年4月実施されたと仮定し試算した場合	29,264円(7.74%)	
民間の特別給(ボーナス)支給月額	4.48月	4.50月

また、今回の旅費削減・制度改悪は、行事中止や見直しの他、クラブ指導の引率業務の旅費が支給できず、出場できない、高校の体験入学引率ができず、十分な進路指導ができないなど教職員のみならず、子どもたちに対しても大きな影響を与えています。今回の旅費制度改悪に對し、府校長会でも「修学旅行は、一般出張とは異なり配慮が必要」、府PTA協議会からは「修学旅行等の円滑な実施にむけて予算措置を要望」と声が上がっています。引き続き旅費実態調査などを活用し、府に對しては旅費予算の大幅増額・制度改悪の撤回、市町村に對しては旅費費目外の予算措置及び増額を要求していくことが重要です。